

微弱無線設備の流通状況について

(1) 民間における微弱基準適合表示の取組

民間の自主的な取組として、市場で販売する無線設備の外箱パッケージ等に、微弱無線設備であることを証明するマーク（ELP マーク^(※1)）及び性能証明ラベル^(※2)）を表示する取組が行われています。



(※1) ELP マーク

微弱無線設備の基準に適合するものとして、全国自動車用品工業会（JAAMA）及び電波環境協議会（EMCC）の微弱無線設備登録制度に基づき登録された製品に表示されるマーク

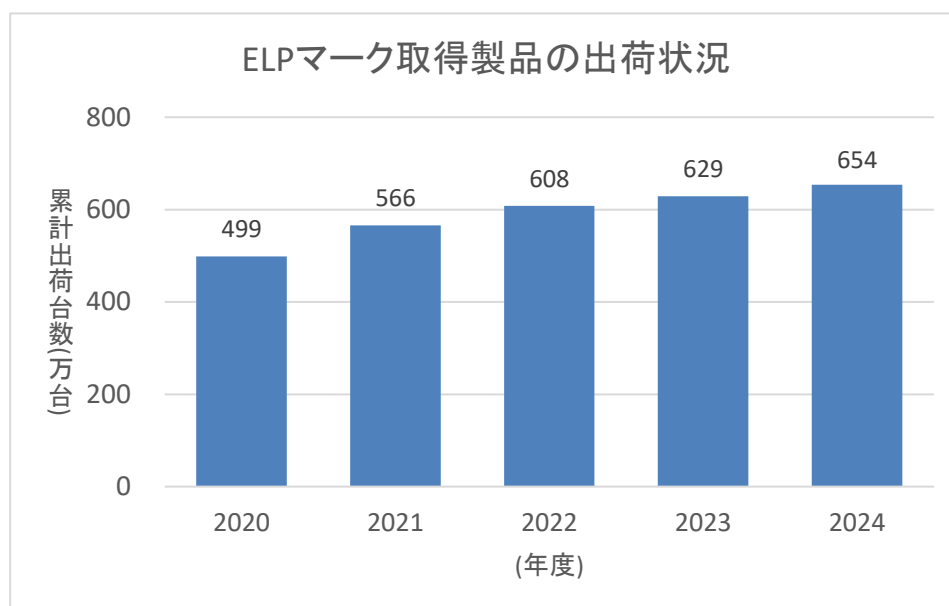


(※2) 性能証明ラベル

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター（TELEC）が測定を実施し、電波法令で規定している条件に適合していた場合に、免許を要しない無線局であることを証明した製品に表示されるマーク

(2) 製造・出荷

ELP マークを表示した製品の普及が進んでいます。全国自動車用品工業会（JAAMA）及び電波環境協議会（EMCC）における出荷台数は下図のとおりです。



図：ELP マーク取得製品の累計出荷台数
(JAAMA 及び EMCC からの提供データに基づき作成)

(3) 流通・販売

自動車用品小売業協会（APARA）及び大手家電流通協会の会員の販売店では、無線設備を取り扱うにあたって、ELP マークの表示又は基準に適合することが確認できた微弱無線設備及び適合表示無線設備のみを販売しています。